

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月9日

徳島県監査委員 近 藤 光 男
同 岡 崎 悦 夫
同 大 寺 健 司
同 北 塚 明 廣
同 島 一 人

監査結果の公表年月日		令和2年11月13日
監査の結果		講じた措置
(1) 収入で未収となっているもの	＜東部県税局〈徳島庁舎〉〈吉野川庁舎〉〈自動車税庁舎〉＞ 県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。	
	県税の収入未済額の状況	
	令和元年度決算額	423,016,714円
	平成30年度決算額	605,288,527円
	増減額	△182,271,813円
	税外収入の収入未済額の状況	
	令和元年度決算額	20,841,077円
	平成30年度決算額	35,409,180円
	増減額	△14,568,103円
		1 収入未済額の状況 令和元年度の「県税」の収入未済額は、423,016,714円であり、税目別では、市町村が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の66.1%、自動車税が11.6%と、この2税目で県税収入未済額全体の77.7%を占める状況であった。 〔参考〕 「個人県民税」の収入未済額 279,767,403円 (対前年度比 △114,466,009円) 「自動車税」の収入未済額 48,886,369円 (対前年度比 1,979,439円)
		2 講じた措置 滞納となった県税等については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組むこととしている。 (1) 個人県民税の徴収対策 収入未済額の約7割を占める個人県民税の徴収対策として、平成29年度に創設した県と市町村の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と7市町（徳島市、小松島市、吉野川市、阿波市、藍住町、板野町及び上板町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施している。 特に税収規模の大きい徳島市との相互併任においては、滞納者宅の搜索や自動車の差押えを重点的に行うなど厳しい姿勢で臨んでおり、その取組の一環として、昨年度に引き続き「第3回合同公売会

		(徳島県・徳島市・藍住町)」を令和2年11月に開催し、捜索により差し押さえた物品を売却して未納の徴収金に充てた。 なお、平成30年度に設置した「徴収対策プロジェクトチーム」において検討した徴収強化策、「相互併任制度(市町村派遣)」と「地方税法第48条による県への徴収引継」の併用に、令和元年度から「特別徴収義務者の一斉指定(全市町村)」を加えたことにより更なる徴収強化を図った。 さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町村との「共同催告」や「県への徴収引継予告」による納税推進、差押え等の滞納処分を、市町村と連携、集中して実施した。 (2) 個人県民税以外の税目の徴収対策 自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組むこととしている。 また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額也多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理に努めている。 3 今後の対応 これらの取組の結果、令和元年度決算額で423,016,714円であった県税の収入未済額のうち、昨年度同等の223,817,709円（うち不納欠損額45,407,083円）を縮減したものの、徳島市から過年度分の個人県民税調定額について220,804,734円の増額修正報告があったことなどから、令和3年1月31日現在で455,982,248円となり、32,965,534円増加した。 また、同決算額で20,841,077円であった税外収入の収入未済額が、令和3年1月31日現在で20,272,021円となり569,056円減少した。 今後とも、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予など納税緩和及び同感染症防止対策を講じつつ、納期内納付向上のための広報、早め早めの催告、適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努めたい。また、個人県民税については、市町村との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図りたい。
	＜中央こども女性相談センター＞ 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 児童福祉費負担金の収入未済額の状況	未納の当該負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、文書や電話による督促や戸別訪問による納付指導、滞納者及び入所時の保護者への制度趣旨の十分な説明、生活困窮者への分割納付等個々のケースに応じた

令和元年度決算額	15,495,082円
平成30年度決算額	16,305,282円
増 減 額	△810,200円

納付指導を行い、収入確保に努めた。また、償還指導を業務とする「家庭相談員」を置くとともに、令和3年1月に未収金対策会議を開催し、未収が続くおそれのある「現在入所中」の児童の保護者に重点を置きつつ、徴収困難ケースに対し、世帯状況の確認や弁護士との協議を行い、個別対応を行った。

これらの取組の結果、令和元年度決算額で15,495,082円であった収入未済額が令和3年1月31日現在14,118,237円となり、1,376,845円減少した。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活状況等の把握に努め、分割納付などの適切な償還指導や相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

＜医療政策課＞

返納金（看護師等修学資金返還金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	3,482,000円
平成30年度決算額	2,642,000円
増 減 額	840,000円

返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、個別の償還指導等を行い、債務者の生活や資力状況に応じた償還計画に基づく償還に取り組んでいるが、経済的な事情等から一部償還が滞っている者については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めている。

令和2年度においては、8、9月を債権回収強化月間に設定し、集中的に文書や電話、自宅訪問による償還指導を行った。

その後も、継続して回収に取り組み、令和元年度決算額で3,482,000円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在3,280,000円となり、202,000円減少した。

今後とも、継続的に償還がなされるよう、自宅訪問による状況調査や督促を行うなど、一層の債権回収に努めるとともに、新規貸与に当たっては、返還免除の条件を満たさない場合の返還義務について、貸与者及び連帯保証人への周知徹底を行い、収入確保に努めたい。

また、現年度償還者が納期限を過ぎても入金しない場合には、速やかに文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に取り組むたい。

＜長寿いきがい課＞

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	1,038,600円
平成30年度決算額	1,126,200円
増 減 額	△87,600円

返納金については、債権管理業務の基本的処理方針を定めた「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、債務者及び連帯保証人の生活状況の把握に努めるとともに、債権回収強化月間を昨年度から前倒しして設定し、集中的に文書や電話、自宅訪問による償還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めた。

その結果、令和元年度決算額で1,038,600円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在、941,000円となり、97,600円減少し、3名の債務者のうち1名が完済となった。

今後においても、継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促、返還が滞る場合は、速やかに文書や電話等による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者と相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、一層の収入確保に努めたい。

＜障がい者相談支援センター＞

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	6,721,530円
平成30年度決算額	7,857,040円
増減額	△1,135,510円

未納の掛金については、「徳島県心身障害者扶養共済制度未収金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、経済的な事情からやむを得ず未納の掛金が発生した債務者（障がい者の保護者）の状況把握に努めるとともに、債務者の経済状況等に応じた個別の対応により収入確保に努めた。

- 新たな収入未済の発生防止に向けた取組
 - 定期的な収納状況の確認の継続により通常と異なる納付の状況が見られた場合には、早期に連絡を取り状況把握を行い、加入者との良好な関係づくりに努めた。現年分掛金支払中の者には、定期納付を促すことで収入未済の発生防止に努めた。
 - 新規加入希望者には、「重要事項説明書」を用いて本制度の仕組み・支給要件・脱退時の取扱いなどを説明し、十分な理解が得られるよう努めた。
 - 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用による状況把握を行い、債権管理に努めるとともに、県内年金受給権者の生存確認を行い、死亡後の年金過払いを防止し、過払い金返納未済による未収金発生未然防止に努めた。
- 適切な債権管理による収入確保に向けた取組
 - 未収金ケース検討会（当センター・障がい福祉課）を令和2年6月17日に開催し、情報の共有及び方針決定を行った。「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金等取扱要領」に基づき、継続的・計画的に未収金徴収に努めた。
 - 督促文書は年金支給月に合わせて隔月で送付し、各債務者の近況に合わせた手書きの手紙を添えることにより、定期納付を促した。また、注意喚起のため黄色い封筒を用いて納付書を同封するなど、送付方法も工夫した。
 - 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、訪問による督促を控え、電話や手紙による督促を重点的に実施し、適切な債権管理に努めた。
 - 滞納期間や滞納額・生活状況等により掛金納付計画書の提出を求め、継続納付を促すとともに、直ぐに納入することが困難なものについては、ワンコインを含む少額納付を認めるなど、債権管理を行った。

これらの取組の結果、令和元年度決算額で6,721,530円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在5,177,480円となり、1,544,050円減少した。
今後とも、引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努めたい。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

令和元年度決算額	153,270,711円
平成30年度決算額	158,473,829円
増減額	△5,203,118円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	154,320,076円
平成30年度決算額	156,863,777円
増減額	△2,543,701円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	17,247,120円
平成30年度決算額	17,628,662円
増減額	△381,542円

- 1 児童扶養手当返納金の収入未済額の状況
児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促や、戸別訪問(随時)による未収金回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行った。
また、市町村と連携し、定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生の未然防止と早期発見に努めた。
その結果、令和元年度決算額で4,040,780円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在3,952,760円となり、88,020円減少した。
今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導等を行うことで、収入確保に努めるとともに、受給者に対し資格喪失や対象児童数の減等の届出を確実に行うよう徹底することで、返納金発生の予防に努めたい。
- 2 生活保護返納金の収入未済額の状況
生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促(催告)状の送付や電話、訪問等により未収金の回収に努めるとともに、債権管理台帳に基づいた適切な債権管理を行うほか組織としての情報共有を図った。
さらに、債務者が低所得の状態にあることから、一度返納金が発生すると回収が困難になる状況を踏まえ、保護開始時から制度の趣旨及び適正な収入申告義務に係る説明を徹底し、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるほか、保護継続世帯に対しては、「申告義務のしおり」を活用し、定期的に収入申告義務に係る留意を求めることで、収入状況の適切な把握と返納金の発生防止に向けた取組を推進した。
その結果、令和元年度決算額で149,229,931円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在で143,386,919円となり、5,843,012円減少した。
なお、令和3年1月15日から3月15日を「未収金回収強化期間」とし、地区担当者が2名1組となって債務者宅への訪問による督促を実施しているところである。
今後とも、管内町村、民生委員等関係者と連携し、債務者の生活状況の把握に努めるとともに、継続的な督促による未収金の回収と新たな返納金の発生防止への取組を進めたい。
- 3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況
「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、訪問や電話、文書による償還指導を行った。滞納のある者に対しては、7月に借受人に対する督促状及び催告状、9月に連帯保証人に対する督促状を送付し、滞納金額の通知や期日を指定した納入の督促を行った。償還開始後間もなく未納となった者には、速やかに連絡を取り、早期の収納に努め、新たな未収金が発生しないよう指導を強化した。8月に

は「貸付金償還指導強化週間」を設定し、夜間電話による督促を重点的に行い未収金の収納や債務者の状況把握に努めた。

一部の長期滞納者については、債権をサービサー（債権回収会社）に委託し、収納につながった。

未収金の発生予防対策として、貸付申請受付時に、担当者と母子・父子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や借受人・連帯保証人の責務等の説明を徹底するとともに、適正な償還を意識付けるよう指導を行った。

償還が開始される6か月前には借受人の連絡先や現状の確認を行い、1か月前には償還開始の通知を徹底するほか、口座振替による償還が確実となるよう引落口座を確認するなど、円滑な償還が開始されるよう努めた。

また、残高不足等により口座引落ができなかった者については、口座再振替制度の利用を積極的に勧めることで、より確実な収納を図った。

その結果、母子福祉資金貸付金元利収入については、令和元年度決算額で154,320,076円であった収入未済額が令和3年1月31日現在で141,931,793円となり、12,388,283円減少するとともに、寡婦福祉資金貸付金元利収入については、令和元年度決算額で17,247,120円であった収入未済額が令和3年1月31日現在で15,640,518円となり、1,606,602円減少した。

今後とも、市町村と連携して適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るほか、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子・父子自立支援員による各種相談や就労による自立支援にも取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し対策を検討するなど、引き続き未収金の縮減に努めたい。

＜企業支援課＞

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	1,215,592,952円
平成30年度決算額	1,220,768,952円
増減額	△5,176,000円

当該貸付金については、「新・徳島県債権管理基本方針」、「徳島県中小企業高度化資金等債権管理マニュアル」に基づき、債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）の状況を遅滞なく把握するとともに、償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。

また、こうした取組をより効果的に行うため、徳島県未収金対策委員会や関連部会、各都道府県との合同研修等を通じて、庁内他部局や他自治体との債権回収手法等の情報共有、担当職員の知識・スキルの向上に努めている。

さらに、長期償還中断先や、支払い能力があるにもかかわらず滞納している債務者等については、サービサー（債権回収会社）や弁護士といった専門家を最大限活用することで督促・回収を強化するとともに、法的措置を含めた積極的な債権回収を実施する等、適切な債権管理事務を行うことで、未収金の削減を進めてきたところである。

こうした取組の結果、令和元年度決算額で1,215,592,952円であった収入未済額は、令和3年1月31日現在1,212,045,452円となり、3,547,500円減少した。

	今後とも、債務者等の実情に応じた柔軟な対応を行い、破産手続きが終結した法人に対する債権等については必要に応じ不納欠損処分を行うなど、債権管理業務を効果的・効率的に遂行していき、未収金対策に万全の措置を講じてまいりたい。												
＜労働雇用戦略課＞ 雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和元年度決算額</td><td>8,128,557円</td></tr><tr><td>平成30年度決算額</td><td>8,272,557円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△144,000円</td></tr></table>	令和元年度決算額	8,128,557円	平成30年度決算額	8,272,557円	増減額	△144,000円	当該貸付金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。 この組合は、毎月12,000円の返済を確約していたが、平成29年9月返済分から、組合員の減少による財政悪化を理由に毎月10,000円の返済となっていた。 このため、平成30年7月に、確約どおりの月12,000円の弁済等を求める通知文を手交するとともに、機会あるごとに納付を催告した結果、平成30年11月分から、再び月12,000円の返済が行われているところである。 その結果、平成元年度決算額で8,128,557円あった収入未済額が、令和3年1月31日現在8,008,557円となり、120,000円減少した。 今後とも、返済額については引き続き交渉を行い、早期の完済に向けた取組を強化してまいりたい。						
令和元年度決算額	8,128,557円												
平成30年度決算額	8,272,557円												
増減額	△144,000円												
＜農林水産政策課＞ 農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和元年度決算額</td><td>14,075,216円</td></tr><tr><td>平成30年度決算額</td><td>14,205,216円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△130,000円</td></tr></table> 林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況 <table><tr><td>令和元年度決算額</td><td>4,842,402円</td></tr><tr><td>平成30年度決算額</td><td>4,967,402円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>△125,000円</td></tr></table>	令和元年度決算額	14,075,216円	平成30年度決算額	14,205,216円	増減額	△130,000円	令和元年度決算額	4,842,402円	平成30年度決算額	4,967,402円	増減額	△125,000円	貸付金債権の保全と回収を図るため、徳島県未収金対策委員会における取組方針に基づき、職員間での回収状況の共有等による債権回収策の検討を行い、債務者等の営農状況や経済状況の実態を把握しながら、電話や面談等による督促を行った。 その結果、農業改良資金貸付金元金収入については、令和元年度決算額で14,075,216円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在13,975,216円となり、100,000円減少した。 また、林業改善資金貸付金元金収入については、令和元年度決算額で4,842,402円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在4,797,402円となり、45,000円減少した。経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されている。 今後とも、収入未済額については、債務者や連帯保証人への電話や面談等を行うとともに、未収金の削減を促進するため、償還計画の見直しを指導するなど、債務者に対して強力に支払請求を行い、一層の収入確保に努めたい。 また、返済状況を踏まえ、未収金が削減されない場合には、必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど、未収金対策に万全の措置を講じてまいりたい。
令和元年度決算額	14,075,216円												
平成30年度決算額	14,205,216円												
増減額	△130,000円												
令和元年度決算額	4,842,402円												
平成30年度決算額	4,967,402円												
増減額	△125,000円												
＜用地対策課＞ 特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な	令和2年4月から令和3年1月までの間、債務者に対し、会社訪問や電話												

債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	534,827,428円
平成30年度決算額	535,727,428円
増減額	△900,000円

及び万代庁舎での面談等を通じて、未収金償還の督促・交渉を行った。

債務者の経営は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上が減少しており、厳しい状況にあるが、督促に努めた結果、令和元年度決算額で534,827,428円であった収入未済額は、令和3年1月31日現在で534,327,428円となり、500,000円減少している。

債務者は、厳しい経営状況下においても、可能な限り償還できるよう努力するとの意思を示しており、今後とも、面談等を通じて、経済情勢及び債務者の経営状況を把握し、強力に督促・交渉を重ねるとともに、専門家の活用も図りながら、継続的な償還がなされるよう、粘り強く回収に努めたい。

＜住宅課＞

住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和元年度決算額	256,179,878円
平成30年度決算額	244,602,021円
増減額	11,577,857円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	26,265,021円
平成30年度決算額	26,547,627円
増減額	△282,606円

敷金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	911,400円
平成30年度決算額	894,600円
増減額	16,800円

1 講じた措置

- 文書による納付催告の実施
滞納初期段階での取組を強化するため、滞納1か月の者（計209名）、滞納2か月以上の者（計97名及び連帯保証人計18名）、そのほか随時、滞納者計185名及びその連帯保証人計4名に対し、文書による指導を実施した。
また、3か月以上の滞納者26名及びその連帯保証人43名に対して、文書による催告を行った。
さらに、6か月以上の滞納者とその連帯保証人を対象に、呼出納付指導（計11名）を実施した。
- 訪問納付指導の実施
家賃滞納の減少には滞納を早期のうちに解消しておくことが重要であるため、県職員・住宅供給公社・PFI管理センター職員による「訪問納付指導」を延べ759名に行い、滞納解消を促進した。
- 高額滞納者に対する指導
家賃を支払う意識の低い入居者や納付指導に従わない悪質な高額滞納者に対して、連帯保証人を含め、納付指導を実施している。
令和3年2月以降の新規入居者に対しては、原則として、滞納6か月で公営住宅法に基づく明渡請求を行い、それにも従わない場合、家賃の支払及び明渡しを求める提訴を行うこととしている。
既存の入居者に対しては、対応の強化に伴う急激な変化に配慮し、令和5年度までの経過措置期間を定めて、順次、明渡請求を行うこととしている。
- 弁護士との連携強化
滞納事例には、自己破産・服役・行方不明・不正入居等様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。
- 福祉関係機関との連携
滞納者の状況（収入、年齢、障がいの有無、家族構成など）を分析し、「支払が困難な滞納者」に対しては、個別の事情に応じて、社会福祉協議会の窓口を紹介したり、各種の支援制度や生活保護制度を案内している。

2 今後の対応

昨年度の包括外部監査において、県営住宅を退去後5年以上の者の滞納家賃等については「事実上回収不能な債権」とされ、「消滅時効期間の経過だけで不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件とすることが合理的である」との指摘も踏まえ、消滅時効期間である5年に達した債権については放棄することとする議案を令和3年2月議会に提出しているところであり、今後も同様の方針で対応していく。

また、新たな滞納の発生を防止する観点から、令和3年2月に「徳島県営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱」を改正し、今後は、滞納が積みあがる前の早期の訪問督促や、特別な事情がある方を対象とした家賃減額などの取組を進めつつ、明渡請求を前提とした滞納防止の取組を強化することで、より確実性の高い滞納対策にしっかりと取り組んでいく。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和元年度末の収入未済額	256,179,878円
令和3年1月31日現在の収入未済額	241,080,778円
収入済額	15,099,100円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金、借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

令和元年度末の収入未済額	26,265,021円
令和3年1月31日現在の収入未済額	26,265,021円
収入済額	0円

敷金収入の収入未済額の状況

令和元年度末の収入未済額	911,400円
令和3年1月31日現在の収入未済額	904,800円
収入済額	6,600円

<東部県土整備局（徳島庁舎）>

港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに

1 A社（令和元年度末未収金額4,025,740円）

に、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾施設使用料の収入未済額の状況

令和元年度決算額	5,861,590円
平成30年度決算額	4,865,880円
増減額	995,710円

当該未収金は、平成18年度から平成21年度までの野積場占用料が未収となっているものである。

同社は、現在休眠状態であり、県が差押さえている倉庫以外に財産はなく、未収金の回収が見込めない状況である。

平成26年1月に当該倉庫の公売を実施したが、落札者から公売代金の納付がなく、売却取消となった。このため、受領していた公売保証金から滞納処分費を控除し、残額を未収金に充当した結果、未収金額は、4,025,740円となっている。

平成30年3月に倉庫内部の動産を県が差し押さえ、同年12月に倉庫及び倉庫内の動産を一体として公売を実施したが、応札者がなく売却に至らなかった。不動産及び動産の差押えは、現在も継続中である。

なお、当該不動産等については、令和2年1,3,4月と3回、松茂町の町税滞納を引き継いだ徳島滞納整理機構が公売を実施したが、いずれも換価には至らなかった。このことから、同機構は、同年5月に参加差押を解除し、換価執行決定を取り消したところである。

県としてもこのことを踏まえ、換価が非常に難しいことから、不納欠損も視野に事務を進めてまいりたい。

2 B社（令和元年度末未収金額1,334,300円）

当該未収金は、平成30年11月分から平成31年1月分の上屋使用料が納付期限までに納付されなかったものであるが、11月分435,100円は、令和2年5月12日に、12月分449,600円は、同年5月29日に、1月分449,600円は、同年6月22日に納付され、全額納付済みとなった。

3 C社（令和元年度末未収金額501,550円）

当該未収金は、令和元年6月分から令和2年3月分の港湾施設使用料が納付期限までに納付されなかったものであるが、令和2年5月18日に全額納付されている。

以上のとおり、令和元年度決算額で5,861,590円であった収入未済額は、令和3年1月31日現在4,025,740円となり、1,835,850円減少した。

<教育委員会事務局グローバル・文化教育課>

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	124,728,720円
平成30年度決算額	129,793,660円
増減額	△5,064,940円

徳島県奨学金貸付金の未収金については、「徳島県奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、「未収金削減強化月間」を3か月間設定し、学校教育課の協力も得て立ち上げた「奨学金未収金対策チーム」を中心として、架電、文書等による積極的な返還指導及び督促を行うほか、サービサー（債権回収会社）に債権回収業務の一部を委託するなど、多角的かつ重層的な取組を行っている。

1 長期滞納者に対する重点的な督促

要綱等に基づき、12月に督促状の送付を行うとともに、指定期限を経過しても返還等を行わない者に対しては、積極的に電話督促等を行った。なお、2月には催告状を送付した。

		また、対象者のうち、経済的な理由で一括返還が困難な者については、少額であっても持続的な返還を行うことができるよう、返還計画書等を提出させた上での分割返還を積極的に認めてきたが、分納承認者についてはおおむね計画どおりの返還が継続している状況である。 2 所在不明者の住所の把握 納付書、督促状等の送付書類が返戻になるなど、住所変更手続が行われていない場合は、従来実施していた奨学生等への架電及び住民票等の請求に加えて、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、速やかに現住所を把握し、早期の返戻書類の再送及び住所変更手続の依頼に努めた。 また、住所変更手続を複数回依頼したにもかかわらず、手続が行われないケースについては、職権により書類の送付先の変更を行った。 3 新規返還開始者に対する返還開始の案内及び早期の返還指導 未収金の発生を防ぐため、新規返還開始者に対し、文書に加え架電でも返還開始を案内し、対象となる者については返還猶予制度の説明を行った。 また、滞納が常態化することを防ぐため、初回返還が未納となった者に対しては、未納が判明した段階で速やかに架電等による督促及び返還指導を実施した。 4 個々の状況に応じたきめ細かな返還指導 悪質な滞納者を除き、奨学生等が滞納状態に陥るのは病気や失業等ある程度やむを得ない理由がある場合が多いことから、毅然とした態度は維持しつつも一方的な返還指導により返還意欲を削ぐことがないよう、奨学生等が抱える問題に耳を傾けつつ、返還猶予の制度や分割返還、返還每期額の減額が可能である旨等を丁寧に説明するなど、きめ細やかな返還指導に努めた。 5 サービスの活用 病気、失業等により返還が極めて困難な者に配慮した上で、令和2年5月から長期滞納者に対する債権回収業務のサービスへの委託を実施したが、これにより令和3年1月31日までに8,313,090円の未収金が回収された。 こうした取組の結果、令和元年度決算額で124,728,720円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在105,120,920円となり、19,607,800円減少した。 今後も引き続き、個々の状況を充分把握しながら、適宜効果的な取組を行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の縮減に努めたい。
	＜教育委員会事務局人権教育課＞ 教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況	当該貸付金の回収については、「新・徳島県債権管理基本方針」や「奨学金等貸付金債権管理マニュアル」に基づき、滞納者に対する督促状の送付や電話による納付指導を行ったほか、債務者との面談機会を増やすための相談窓口を開設時間の工夫等も図りながら、隣保館など県内延べ12箇所で開催し対応するとともに、庁内においても随時開設した。また、戸別訪問を行うなど、課員全員体制で歳入確保に努めている。

令和元年度決算額	293, 251, 844円
平成30年度決算額	296, 886, 586円
増 減 額	△3, 634, 742円

さらに、各債務者に対しては、返還状況を詳細に説明し、より具体的な返還指導を行うことで、収入確保に取り組んだ。

加えて、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、令和2年度においても、「奨学金返還のしおり」について、わかりやすい内容に工夫し、債務者に対して広く制度の周知を図ることで、新たな収入未済の発生防止に努めた。

その結果、令和元年度決算額で293, 251, 844円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在287, 363, 333円となり、5, 888, 511円（うち不納欠損額335, 886円）減少した。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活の状況等を勘案しながら、分割納付など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

＜中央病院＞

医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、令和元年度決算において会計処理を変更したことに伴う増加分もあるが、引き続き、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	165, 235, 183円
平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額	126, 780, 000円
増 減 額	38, 455, 183円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期回収に努めている。

長期滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対し、法的措置として「支払督促」を実施しており、令和3年1月31日現在597, 110円を回収した。

さらに、平成29年度からは、回収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、未収金の収入促進に向けて取組を強化している。

その結果、令和3年1月31日現在4, 965, 435円を回収した。

また、24時間会計の実施やクレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高めるとともに、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和元年度決算額に係る令和2年5月末残額165, 235, 183円が、令和3年1月31日現在130, 325, 490円となり、34, 909, 693円減少した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。

＜三好病院＞

医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、令和元年度決算において会計処理を変更したことに伴う増加分もあるが、引き続き、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明すること等により早期回収に努めている。

長期未納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対して、法的措置による「支払督促」の申し立てを行っており、令和3年1月31日現在164, 633円を回収した。

	<table><tr><td>令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額</td><td>57,857,076円</td></tr><tr><td>平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額</td><td>41,447,775円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>16,409,301円</td></tr></table>	令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	57,857,076円	平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額	41,447,775円	増減額	16,409,301円	さらに、平成29年度から回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、未収金回収への取組を強化している。 その結果、令和3年1月31日現在2,966,375円を回収した。 また、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高め、新たな未収金発生の防止に努めている。 これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和元年度決算額に係る令和2年5月末残額57,857,076円が、令和3年1月31日現在49,227,590円となり、8,629,486円減少した。 今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。
令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	57,857,076円							
平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額	41,447,775円							
増減額	16,409,301円							
	＜海部病院＞ 医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、令和元年度決算において会計処理を変更したことに伴う増加分もあるが、引き続き、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。 医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況 <table><tr><td>令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額</td><td>7,772,579円</td></tr><tr><td>平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額</td><td>6,115,872円</td></tr><tr><td>増減額</td><td>1,656,707円</td></tr></table>	令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	7,772,579円	平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額	6,115,872円	増減額	1,656,707円	未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により、早期回収に努めている。 さらに、平成29年度から、回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人へ委託しており、未収金の回収への取組を強化している。 その結果、令和3年1月31日現在478,548円を回収した。 また、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済や出産育児一時金等の直接支払制度の活用等により患者の利便性を高め、新たな未収金発生の防止に努めている。 これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和元年度決算額に係る令和2年5月末残額7,772,579円が、令和3年1月31日現在5,856,723円となり、1,915,856円減少した。 今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については、継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。
令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	7,772,579円							
平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額	6,115,872円							
増減額	1,656,707円							
(2) 通勤手当の支給で適切でないもの	＜中央病院＞ 休暇で月の全日にわたって通勤が無かった職員に、当該月の通勤手当を支給しているものがある。また、育児休業から復帰した職員に、復帰した月の通勤手当を支給していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、特別休暇及び夏期休暇を取得したため、月の全日にわたって出勤実績がなかった職員に通勤手当を支給していたもの、及び、月の途中で育児休業から復職した職員に対して、翌月から通勤手当を支給していたものである。 今回の指摘を受け、当該職員への通勤手当の支給・返納を直ちに行うとともに、改めて通勤手当の支給制度について、総務担当内で研修し、理解を深めた。 また、通勤手当の注意事項を執務室内の目立つたところに掲示し、常に職員が注意できるようにしており、総務課長が、人事給与システム入力データと休職者等のリストを突合し、入力誤りのないようにチェックの厳格化を行っている。						

		今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な通勤手当の支給事務の執行に努めてまいりたい。
(3) 契約事務で適切でないもの	＜スマート林業課＞ 委託契約において、契約書の標準様式の改正・周知を行っていなかったため、関係機関において、旧様式で契約を締結していたものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、設計業務等委託契約書の「標準様式」において、「遅延利息の率」が変更されていたことに気付かず、当課の事業で使用する様式の改正・周知ができていなかったため、関係機関において、旧様式により契約していたものである。 関係機関における指摘を受け、令和2年7月1日以降適用分について「徳島県営林事業請負(委託)契約書」の様式を規定する「徳島県営林請負事業(委託業務)実施要領」を改正し、関係機関に通知を行った。 また、令和2年4月1日以降、既に契約したものについては、令和2年7月1日付変更契約において改正内容を適用済である。 再発防止に向け、定期的に「農林土木工事文書ライブラリ」から最新の「標準様式」を確認し、「実施要領」の改正の必要性を検討するとともに、本課で契約を締結する際には、使用した様式のバージョン（改正日）を明示し、担当リーダー及び副課長（文書取扱責任者）が最新の様式であることを確認した上で、決裁を行うこととする。 また、年度替わりの時期には、人事異動に加え、入札・契約に係る様々な制度や様式の改正が行われることから、年度当初の課内会議において、「実施要領」の改正について周知・徹底を図った上で、関係機関へ通知するとともに、本課からの連絡事項や様式などを掲載した「スマート林業課掲示板」に改正内容を掲載することにより、契約事務の適正化に努めてまいりたい。
	＜農林水産基盤整備局農山漁村振興課＞ 委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、委託契約にあたり、標準様式の改正に気付かず旧様式で案を作成し、決裁時においても十分なチェックがなされなかったため生じたものである。 事案の確認後、課内で情報共有を図るとともに、改めて契約手続きに係る適正な事務処理について周知徹底を行った。 また、再発防止として、契約書立案の際には、その都度、電子掲示板に掲載された最新様式を使用するとともに、様式の改正日を明示し、リーダー、副課長が電子掲示板と照合・確認のうえ決裁することで、組織的な確認の徹底を図った。 加えて、年度替わりには、入札・契約に係る制度や様式等の改正が行われることから、年度当初にこれらの改正事項と契約書作成時における電子掲示板の確認を課員全員に周知徹底する。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認と適正な事務の執行に努めたい。
	＜農林水産基盤整備局生産基盤課＞ 委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、委託契約にあたり、標準様式の改正に気付かず旧様式で案を作成し、決裁時においても十分なチェックがなされなかったため生じたものである。

	事案の確認後、課内で情報共有を図るとともに、改めて契約手続きに係る適正な事務処理について周知徹底を行った。 また、再発防止として、契約書作成の際には、その都度、電子掲示板に掲載された最新様式を使用するとともに、様式の改正日を明示し、リーダー、副課長が電子掲示板と照合・確認のうえ決裁することで、組織的な確認の徹底を図った。 加えて、年度替わりには、入札・契約に係る制度や様式等の改正が行われることから、年度当初にこれらの改正事項と契約書作成時における電子掲示板の確認を課員全員に周知徹底する。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認と適正な事務の執行に努めたい。
＜農林水産基盤整備局森林整備課＞ 委託契約において、契約書の標準様式の改正・周知を行っていなかったため、関係機関において、旧様式で契約を締結していたものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、平成31年4月1日に委託契約書の標準様式が変更されていたにもかかわらず、「徳島県森林整備委託業務契約約款」の「遅延利息の利率の表記変更」を失念していたものである。 今回の指摘を受け、「同約款」を令和2年7月1日以降適用分として改正し、各総合県民局等へ通知したところである。また、令和2年4月1日以降、既に契約したものについては、令和2年7月1日付け変更契約において改正内容を適用済である。 今後は、同様の事案が発生しないよう、森林整備担当において、標準様式の変更を常に確認するとともに、特に年度替わりの時期には、人事異動に加え、入札・契約に係る様々な制度や様式の改正が行われることから、年度当初の課内会議において、改正事項や「文書ライブラリ」の最新様式の適用等について周知・徹底を図った上で、各総合県民局等へ通知するなど、契約事務の適正化に努めてまいりたい。
＜東部農林水産局〈吉野川庁舎〉＞ 委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、契約書の作成にあたり、作成担当者が契約書の標準様式が改正されていることに気付かず、決裁時においても十分なチェックがなされていなかったため、生じたものである。 委託契約においては、これまでも契約ごとに、添付すべき書類や様式の一覧を用意の上、各職員が点検し、確認に努めてきた。今回の事案を受け、契約関係チェックリストに「契約書の関係様式の確認」の項目を新たに追加するとともに、契約書作成の際には、作成担当者はその都度、最新様式をダウンロードし確認の上、使用することとした。 また、決裁時においては、各職員はチェックリストに基づき、最新の様式と相違ないことを照合した上で決裁を行うことにより確認漏れを防止し、契約事務の適正化に努めたい。
＜東部県土整備局〈徳島庁舎〉＞ 委託契約において、業務内容に変更が生じているにもかかわらず、変更契約を行わず、業務の完了を承認し、支出していたものがある。また、委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。	1 変更契約を行わず、業務の完了承認をしていたもの 今回の事案は、1年を通して行われる水質調査業務において、一部業務の取り止めを指示した後、設計変更の試算をしたところ別途追加した業務で相殺され減額とならないことから、変更契約を行わなかつ

今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	たものである。 今回の指摘を受け、担当内で当該契約事務に係る問題点について情報共有を図るとともに、各段階における業務進捗の確認を再徹底することはもちろん、監督員等担当内での連携を密にし、適時適切な設計変更・変更契約の実施について徹底することを確認した。 今後とも、契約事務の適正化について、定期的に職員への確認及び周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。 2 旧様式で契約を締結しているもの 今回の事案は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託契約（請負型）において、契約書の様式の確認が十分でなく旧様式で契約を締結していたものである。 様式の改正については、関係本課からの通知によりその都度関係担当には周知しているところであるが、今回のような見落としがある可能性を十分認識し、今後も改正情報の徹底を図るとともに、同様のミスがないよう事務処理を行ってまいりたい。 なお、令和2年7月30日及び11月30日開催の庁内会議において、両事案とも再発防止の周知・徹底を図ったところである。
＜東部県土整備局〈吉野川庁舎〉＞ 委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、新様式による契約書の作成を失念し、決裁時のチェックも不十分であったため、旧様式により契約を締結していたものである。 再発防止策として、既に運用している入札契約関係チェックリストに「契約書の関係様式の確認」の項目を新たに追加するとともに、契約書作成の際には、作成担当者はその都度、「県土整備部文書ライブラリ」等の最新様式をダウンロードし、確認の上使用することとした。 また、特に年度替わりの時期は、事務が集中する上に、制度や様式など大小様々な改正が重なることが考えられるため、リーダー、サブリーダーが主務課等からの通知や連絡事項を遺漏なく把握して担当員に周知徹底し、契約書の作成にあたっては、担当者と、サブリーダーを中心に担当者以外の職員による多重チェックを行うことにより、適正な事務執行に努めてまいりたい。
＜中央病院＞ 委託契約において、仕様書に定める提出書類が提出されていないもの、また、提出書類に記載された資格者とは別の資格者が業務を行っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、当院の建物付属設備の保守点検業務のうち3件の委託契約において、「業務工程表」、「業務責任者等の選任書」、「受注者との雇用関係を証明する書類」、「資格者証の写し」及び「作業員名簿」の提出を定めていたが、これがされていなかったものである。 また、別の1件の委託契約については、資格者証の写しを提出することを定めており、資格者証の写しは提出されていたが、実際の点検作業においては別の資格者が点検を行っていた。 今回の指摘を受け、該当の4契約については、仕様書で必要と定めている資格者証等の書類の提出を求め、提出済となっている。 以降の契約においては、業務責任者等の選任書や資格者証の写しの提

		出を求めている業務では、契約締結時にその氏名や資格者証の写しについて確認の上、主担当と副担当でダブルチェックを徹底し、必要書類の添付漏れがないよう実施している。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な契約事務の執行に努めてまいりたい。
(4) 行政財産の使用許可に関する事務処理で適切でないもの	＜東部農林水産局〈徳島庁舎〉＞ 土地改良行政財産の使用許可において、許可に係る指令文書に使用許可期間を記載していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、国からの土地改良行政財産の目的外使用許可申請（更新1件）に対し、県が発出した使用許可に係る指令文書に使用期間が記載されていないことに気付かず交付を行ったものであり、その原因は、指令文書の記載内容の確認が十分に行われていなかったことと、チェック機能が働かなかったことによるものである。 今回の指摘を受けて、既に運用している土地改良行政財産の使用許可にかかるチェックリストに、記入内容の確認を行うための項目を新たに追加し、当該チェックリストの運用と組織的なチェック体制の再確認について、各担当リーダーを通じて所属内に周知徹底を行った。 今後とも、定期的な職員への確認や周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めてまいりたい。
(5) 文書事務で適切でないもの	＜中央病院＞ 諸届簿の記載事項の修正において、修正液を用いる等その方法が適切でないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。	今回の事案は、休暇を取得する職員が諸届簿に記載する際に、適切でない方法により修正を行っていたものである。 今回の指摘を受け、改めて病院内全局に書類の訂正方法についての文書を配布し、適正な文書事務について周知に努めるとともに、毎月初めに諸届（願）簿を確認する際に、必ず総務担当者がチェックし、適正な事務処理を徹底している。 文書事務は、全ての業務の基礎となる日常的かつ重要なものであるため、業務に混乱を来すことのないよう、改めて令和2年11月30日付け法制第149号監察局法制文書課長通知「文書事務の適正な執行について」の周知を図り、適正な文書事務を行った。 「事務局」においては事務局連絡会議での担当リーダーへの研修を行うとともに、監察局法制文書課の行うe－ラーニング研修の受講を徹底し、「医療局」においては医師事務担当者への研修、「看護局」においては師長会での研修、「薬剤局」及び「医療技術局」においては局内会議時などで研修を実施している。 なお、令和3年1月から、病院内全局において総務事務システムの運用が開始されており、従来の紙媒体による諸届（願）簿は使用していない。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な文書事務の執行に努めてまいりたい。